

# 富士見市立ふじみ野小学校 いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

本市では、いじめ防止対策推進法の施行を受け、いじめの防止等に取り組むため「富士見市いじめ防止条例」を制定した。

この条例において、子どもたちが主体となり、「富士見市いじめのない学校づくり子ども宣言」にもあったように、自らの力でいじめ防止に取り組むことを目指すため、条例第10条に基づき「富士見市いじめ防止基本方針」を定めるものとする。それを受けて、「ふじみ野小学校いじめ防止基本方針」を策定するものとする。

### <富士見市いじめのない学校づくり子ども宣言>

#### 小学生宣言

私たちは、全校児童が仲良く楽しく過ごせる学校をつくるために、相手の気持ちを考えた行動を心がけ、いじめのない学校を目指し、以下のことを宣言します。

- 私たちは、いじめをしている人に「遊び半分で相手を傷つけるようなことはしてはいけない。」と注意します。
- 私たちは、いじめられている人に「いつでも相談してね。一人でかかえこまないで。」と声をかけてあげます。
- 私たちは、いじめを見ている人に「見ているのもいじめだよ。いっしょに助けてあげよう。」と言います。
- 私たちは、お父さん、お母さん、先生たちに「子どもの変化に気づいて助けてください。」とお願いします。

私たちは、友だちのいいところを認め合い、いじめがなくなるまで、「いじめはだめだ。」とうったえ続けます。

平成25年11月16日

いじめのない学校づくり子ども宣言実行委員会

## 中学生宣言

私たちは、一人ひとりの個性を認め合える、いじめのない太陽な学校をつくるために、以下のことを宣言します。

- 私たちは、いじめをしている人に「相手の気持ちになって、自分の言動を見つめよう。」と声をかけていきます。
- 私たちは、いじめられている人に「ひとりじゃないから勇気を出して相談してね。」と声をかけていきます。
- 私たちは、いじめを見ている人に「私たちの一言で救われる人がいるからみんなで助け合おうよ。」と声をかけていきます。
- 私たちは、お父さん、お母さん、先生たちに「一人ひとりをちゃんと理解して、良くなかったら注意をしてください。」とお願いします。

私たちは、仲間を大切にして、いじめを撲滅する努力をします。

平成25年11月16日

いじめのない学校づくり子ども宣言実行委員会

## 2 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

### 3 いじめの禁止

**児童等は、いじめを行ってはならない。**

(いじめ防止対策推進法 第4条)

### 4 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

#### いじめの態様

- 1 冷やかす、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(「いじめの防止等のための基本的な方針：文部科学省」より)

## 5 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

#### (1) いじめの防止に関する取組

##### ア 道徳教育の充実【第15条第1項】

- ・道徳の授業の充実を図る。道徳の時間では道徳的価値に基づいた自己の生き方の自覚を深め、道徳的実践力を育成し、「いじめ根絶」につなげる。
- ・道徳教育、人権教育の充実を図るとともに、実例を示しなあら、実践的な活動を通して、相手を思いやり、互いに認め合える豊かな心の育成に努める。
- ・児童の実態を直視し、資料や学習過程についての教材研究を深め、自分自身の生活や行動を省みることができるようにする。

##### イ 体験活動の充実【第15条第1項】

- ・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得させる体験活動を実施する。
- ・福祉体験や国際交流体験やボランティア体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動・支援【第15条第2項】

- ・話し合い活動の充実と実践・・・自己評価の習慣化  
「自分もよくて相手もいい」を念頭に入れた話し合い活動を積み重ね、児童主体の豊かな実践につなげる。
- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を意図的・積極的に取り入れる。

エ 保護者及び地域住民等との連携【第15条第2項】

- ・200日公開を前提に、保護者や地域に学校の教育活動を積極的に公開すると共に、ホームページにて「学校いじめ防止基本方針」を記載し、各種たよりを充実させ情報の共有化を図る。
- ・教育活動に対する保護者アンケートや学校運営支援者協議会、学校評価で「いじめの実態」を取り上げどんな小さな問題も見落とさない。
- ・連絡帳、電話連絡、家庭訪問、個人面談を活用し、児童の変化を素早く察知し、いじめの予防につなげる。

オ 計画的な教職員の研修の実施【第18条第2項】

- ・年間計画に基づく定期的な事例研修会を実施する。
- ・情報交換会や生徒指導委員会の方法を工夫し、多面的に児童の実態を把握できるようにする。

カ インターネットによるいじめ対応について【第19条第1項】

- ・ネット使用のルールや約束について、講習会や授業を行い正しい使用の仕方を学ぶ。
- ・子どもとのふれあいを通して信頼関係を築くとともに、日々の観察や生活ノート等でいじめの早期発見・早期対応に努める。

キ 子どもと向き合う時間の確保【第22条第1項】

- ・校務分掌の見直しや研修の整理・精選、教材や指導案の共有化、外部指導者の活用等、教員の負担軽減を図り、チーム学校として、児童が担任のみならず、担任以外の教員にも相談できる体制作りを推進する。

ク 東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童への配慮【第23条第3項】

- ・被災児童が受けた心身への影響や慣れない環境への不安等を理解し、教育相談室や関係機関と連携し、適切なケアを行い、細心の注意を払いながら、被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

ケ 特に配慮が必要な児童への対応（発達障害、外国籍の児童、性同一障害等）【第16条第2項】

- ・特に配慮が必要な児童について、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について【第16条第1項】

- ・児童へのアンケートを実施し（各月）各児童の生活の様子、授業の様子、学校に対する思い、友人関係を具体的に把握する。
- ・けんかやふざけ合いと思えるものであっても、子どもの些細なサインも見逃さないよう、教職員の共通理解・共通行動のもと、全教職員でいじめの早期発見のために組織的に取り組む。

- イ 児童、保護者、教職員の相談体制【第16条第2項・第3項】
- ・家庭訪問、個人面談、電話連絡、学校・学年・学級だより連絡帳等により家庭と情報の共有を密に図っていく。
  - ・教育相談日の周知と活用についての啓発を図る。
  - ・教育委員会、家庭児童相談室、関係機関等との連携を図り、些細なことでも相談できる体制作りを推進する。

- ウ いじめを受けた児童の権利、擁護の体制【第16条第4項】
- ・子どもの目線で、子どもにわかりやすく、安心して相談できる仕組みをつくる。
  - ・子どもが意見を表明し、子どもが参加できる場や機会の充実を図る。
  - ・個別相談により不安解消の対応・支援をしていく。

### (3) いじめの解決に向けた対処

- ア いじめの通報等の義務について【第23条第1項】
- ・いじめの事実を把握した場合、いじめ防止対策委員会に報告、情報を共有し、解決のための指導体制を確認する。

- イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告【第23条第2項】
- ・いじめ防止対策委員会は速やかに関係児童から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行った後、教頭が教育委員会に報告するとともに被害児童・加害児童の保護者に連絡する。

ウ いじめを受けた児童・行った児童の指導助言【第23条第3項】

- ・いじめを受けた子ども及びその保護者に対して不安解消の対応・支援をする。
- ・いじめを行った児童に対する指導及び保護者に対する助言をする。さらに、いじめを行った子どもに対する成長支援の観点から、いじめを行った子どもが抱える問題を解決するための支援に努める。
- ・保護者と情報を共有し、保護者の理解・協力を得る。

エ いじめ後、安心して教育が受けられる措置【第23条第4項】

- ・児童に寄り添い親身な教育相談をするとともにスクールカウンセラーの活用や養護教諭等との連携を図る。
- ・教育相談室を活用し、児童が相談しやすい雰囲気になるよう環境を整える。

オ いじめを受けた保護者と行った保護者間の情報を共有措置

【第23条第5項】

- ・いじめの事実について正確に両者に伝わるようにし、誤解を生まないよう配慮する。
- ・当事者同士の話し合いの場を設定し、いじめた児童の謝罪・いじめられた児童への報復の防止等を行う。

カ いじめが犯罪行為の場合について【第23条第6項】

- ・いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会と相談して、所轄警察署と対処する。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会と相談して、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### (4) 家庭や地域との連携

保護者教師の会と学校が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営支援者協議会を活用したりするなど、いじめの問題について家庭・地域と連携した対策を推進する。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることと並できるように、学校と家庭・地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### (5) 関係機関との連携

学校や教育委員会において、教育上必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関等との適切な連携体制を構築する。

#### ※いじめの解消とは

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）がやんでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする間）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の機関が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

##### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じてないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 2 ふじみ野小学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

### 校内組織

#### (1) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部・関係教諭

#### (2) 活動内容

- ・いじめ防止全体指導計画を策定する。
- ・児童理解に関する研修、指導援助に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。
- ・年間計画に位置づけ定期的に行うとともに、必要に応じて開催する。

## 第5 重大事態への対処 (対応)

### 1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

#### 『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を

欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合  
(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等  
や保護者から申立てがあった場合  
(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

## 2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査情報提供について【第28条第1項・第2項】

- ・教職員、児童及びその保護者等から事実関係や意見等に関する説明等を求める。
- ・関係団体に照会して必要な事項の文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等の提供を求める。

(2) 教育委員会への報告について【第30条第1項】

- ・個人情報の保護について適切な配慮及び措置を施した上で、速やかに、当該報告書を教育委員会に報告する。

## 第6 その他いじめの防止等のための重要事項

### 1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、ふじみ野小学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

### 2 年間行事予定

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【生徒指導委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○学級開き・学級ルールづくり 【学級活動】 ○一年生を迎える会	○いじめ対策についての説明・啓発【学年・学級懇談会】
5月	○なかよしアンケート調査 ○児童に対する情報交換会 【校内研修】	○行事を通じた人間関係づくり 【運動会】 ○なかよしタイム ○人権作文	○いじめ対策についての説明・啓発【保護者・教師の会総会】
6月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○なかよしタイム	○保護者との情報交換 【家庭訪問】
7月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○なかよしタイム	
8月	○いじめに関する生徒指導・教育相談研修【校内研修】		
9月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○なかよしタイム	○いじめ対策についての啓発 【学校公開授業】
10月	○なかよしアンケート調査 ○児童に対する情報交換	○なかよしタイム ○行事を通じた人間関係づくり	○保護者との情報交換 【個人面談】

	【職員会議】	【親善陸上大会】	○保護者による学校評価の実施
11月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○なかよしタイム ○行事を通した人間関係づくり 【校内音楽会・オータムフェスティバル・】	○保護者による学校評価の実施
12月	○学校評価の実施 ○児童に対する情報交換 【職員会議】	○なかよしタイム ○行事を通した人間関係づくり 【校内持久走大会】	○保護者との情報交換 【学級懇談会】
1月	○児童に対する情報交換 【職員会議】	○なかよしタイム	○学校評価の公表 ○いじめ対策についての啓発 【学校公開授業】
2月	○なかよしアンケート調査 ○児童に対する情報交換会 【校内研修】	○なかよしタイム ○行事を通した人間関係づくり 【6年生を送る会】	○保護者との情報交換 【学級懇談会】
3月	○今年度の問題の検討及び新年 度の取組の検討 ○次年度学校いじめ防止基本方 針の策定	○なかよしタイム	